

令和 4 年 6 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6 月 24 日

江南市議会厚生文教委員会会議録

---

令和4年6月24日〔金曜日〕午前9時31分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

教育部

の所管に属する歳出

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

今年度の当委員会の研修会について

---

出席委員（6名）

委員長	片山裕之君	副委員長	石原資泰君
委員	宮地友治君	委員	掛布まち子君
委員	宮田達男君	委員	岡本英明君

欠席委員（0名）

委員外議員（10名）

議長	堀元君	議員	鈴木貢君
議員	野下達哉君	議員	古池勝英君
議員	牧野圭佑君	議員	中野裕二君
議員	東猴史紘君	議員	三輪陽子君
議員	大藪豊数君	議員	長尾光春君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	石黒稔通君	副主幹	前田昌彦君
主任	駒田寛明君	主任	岩田智史君

---

説明のため出席した者の職、氏名

教育長 村良弘君

健康福祉部長	松 本 朋 彦 君
教育部長	梅 本 孝 哉 君
こども未来部長兼こども未来部保育課長	
	貝 瀬 隆 志 君
生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之 君
生涯学習課副主幹	安 藤 裕 美 君
参考人	生 駒 英 夫 君

○委員長 お時間となりましたので、昨日に引き続きまして厚生文教委員会を開きます。

審査の続行の前に、ただいま当委員会への傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、あと傍聴人のほうから写真撮影の依頼がありましたけれども、許可といたします。

〔発言する者あり〕

○委員長 議場で許可を今回されているものですから、今回、委員会のほうでも許可という形にさせていただきます。

傍聴人の入室を許可いたします。

ただいま生涯学習課長より資料を配付したいとの申出がありました。配付を許可したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、配付のほうをしてください。

〔資料配付〕

○委員長 それでは、昨日に引き続き厚生文教委員会の審査のほうを始めます。

---

**議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）**

**第1条 歳入歳出予算の補正のうち**

**教育部**

**の所管に属する歳出**

○委員長 議案第49号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）の審査を続行します。

なお、昨日決定いたしました参考人の方の出席につきましては、午前10時頃から出席していただくこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑はありませんか。

[発言する者あり]

- 委員長 昨日の委員外議員、長尾議員のほうから質問があった件に関して、お答えのほうはできますか。
- 教育部長 過去に今回と同様なケースで上程されたような案件があるかということでございますけれども、これにつきましては全庁的なものということであれば調査を行う必要があると考えるので、この場では申し上げることはできません。
- 長尾議員 昨日、それをお願いしました。やってください。  
時間あったやないか、定時で帰りやがって。
- 委員長 部長、質問の意図は分かってみえますもんね。  
という形で、長尾議員、今、見えている方で、質問をもう一度、申し訳ないです。繰り返していただいてもよろしいです、昨日の質問。
- 長尾議員 今回、正しくない手続で上程の手続がされたということで、副市長が謝罪されております。これと同様に正しくない手続がされて上程された過去の議案があったのかなかったのか、御確認をお願いします、全庁的に、よろしくお願ひします。
- 委員長 それに対して、もう一度いいですか。
- 教育部長 正しくない手続によって上程された議案ということなんですけれども、過去においてで全庁的にとなりますと、やはり十分な調査をしてからでないとお答えできないと考えるので、これにつきましては後日お調べして御回答をさせていただくということでお願ひできないでしょうか。
- 長尾議員 では、最終日の議決前までに御提示ください。お願ひします。  
でなければ採決できません。お願ひします。
- 教育部長 過去にということなんですけれども、ある程度期限のほうは、過去といっても書類が残っているとかいろいろありまして膨大な量になると思いますので、例えば過去3年とか、5年とか、そういう形で切らせていた

だくというのは可能でしょうか。

○長尾議員 駄目です。江南市にある全ての書類を確認してください。過去に一度も事例がないこと、今回初事例であるということは絶対に譲れません。以上です。全て調べてください。

○委員長 何で。

○長尾議員 当たり前だ、そんなもの。初事例なんかないだろう。前例踏襲主義……。

○委員長 暫時休憩します。

午前 9 時 37 分 休 憩

午前 9 時 51 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど長尾議員から、全庁的に過去の不正に関して等々を調べてくれという意見がありましたけれども、それに対して賛成か反対かで決を採らせていただきます。

○宮田委員 確かに今回の問題は、私、昨日も再三言ったんですけど、社会的関心が高い非常に重要な問題だと思っています。そういった観点でいって、今、委員外議員の長尾議員が言うのはもっともだと思っているんですね。今、委員の掛布委員がおっしゃったように、過去のものをとやかくということは到底無理な話ですから。

長尾議員がおっしゃるのは、あったかなかったかだけなんですわ。それをどうして、それが必要かという、これが江南市の今までのあしき風習であるのであれば、ここで未来に向けて正すための一つの材料だというふうに私、捉えたんです。ですから、昭和29年からというのは私も暴論だと思います。なので、やっぱり期間を区切って、今回はたまたま教育部で起きた事例になるんで、教育部だけのほうでやられたらどうかと思います、私の意見としては。

○委員長 暫時休憩させていただきます。

午前 9 時 52 分 休 憩

午前 9 時 56 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○掛布委員　　すごい問題にされたいお気持ちはよく分かるんですけども、まだ議案の採決前ですので、謝罪された決裁手続に持っていくための不備ですね、不備というか、それは正すことはできますので、執行の前にね。きちんと後世の記録で、こんなことやっていたのかと言われないように、きちんと検証に耐えるだけの修正はできますので、まだ可決していないので。だから、そういうことをしていただくという、前に進む議論で、私は改めて過去に遡って、職員の皆さんが、少ない職員の皆さんで本当に大変な思いで働いていただいている職員を、この業務でさらに仕事を増やしていただくというのは、あまり賛成はできません。

○委員長　　分かりました。

それでは、ほかはありますか、ちなみに。

○宮地委員　　私も掛布委員の言われるのはもっともだと思います。また、あまりにも過去にこだわり過ぎるといって、処理上のミス、そういったものはあるかないかといったら分からないんですけども、それこそ調べなきゃ。全庁にまたがって全部調べるといって、可能ではあるだろうけれども、かなり時間を費やすし、今、厚生文教委員会に付託された議題、それにのっかって前向きに進んでもらわないと、あまりにも過去にとらわれ過ぎて、こういうことはなかったのか、あったのかとやるのも、いいかもしれないけれども、掛布委員がさっき言われたように、今の議題というものは、修正すべきところは修正する方向に今向かっているはずですので、それを、言葉は悪いですが、根掘り葉掘りという言い方はあれですけども、そういうのを避けて、この委員会メンバーの中で一遍、この方法がいいのかどうか、採決を採るとあれかな。

○委員長　　今、採決を採るといって話まで来ていますんで、皆さんにその前に意見を聞いているだけの話なので。

○宮地委員　　一応、委員会の中で採決を採ってもらいたいですね。でないと前へ進まないです。

○委員長　　今回の件はかなり重労働というか労力的に大変だという話もありまして、私もそこに関して、どれだけの労力が要るのかなというのは分からない状態じゃべってしまって申し訳ないですけども、先ほど言ったみた

いに、委員の中で採決のほうを採らせていただきます。

先ほどの長尾議員の調べてくれという意見、質問に対して賛成の方、手を挙げてください。

[賛成者挙手]

○委員長　じゃあ残りは反対の方。反対多数という形なんで、今回は申し訳ないですけども、調べることはできないという形で委員長判断となります。

そこで、さらに傍聴の申出がありました。2名さらに追加で傍聴の申出がありました。委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可したいと思いますが、御意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩します。

午前10時00分　休　憩

午前10時03分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本日は参考人として生駒英夫さんに御出席を得ておりますので、お入りいただきたいと思います。

この際、参考人、生駒さんに一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、さらに今日お仕事ということをお聞きまして、それを休まれて来られたというふうにお聞きもしております。本委員会のために御出席をいただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○参考人　よろしく申し上げます。

○委員長　早速ですが、議事の順序等について申し上げます。

参考人、生駒さんから御意見があれば述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、参考人生駒さんから、このたびの議案第49号　令和4年度江南

市一般会計補正予算（第5号）の久昌寺の解体工事一時中止に伴う一連の事項について、御意見があれば述べていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○参考人 御指名いただきましたので、お話をさせていただきたいと思えます。

改めまして、生駒英夫でございます。よろしく願いいたします。

では、まず初めに、河合先生が3月末にお亡くなりになられたと、このようにお聞きしております。河合先生には、2014年にミクロネシア旅行に御一緒させていただいて、それ以来のお付き合いをさせていただいております。今回の河合先生がお亡くなりになられたということは、この久昌寺のことにも大変骨を折っていただいておりますので、大変残念に思っております。河合先生がつくっていただいた道筋をまげて泥を塗るようなことは私はできませんので、しっかりとした対応をしていきたいと、このように思っています。

では、中身のほうに入ってまいります。

久昌寺の解体工事の中断について、これまでの経緯について、私が知っていることとお話しさせていただきます。

当初、解体工事は4月から始める予定でございましたが、工事会社の方と江南市との調整が行われる中で、工事開始が5月9日からと変更になってございます。もし当初のとおり工事が4月中に進んでおれば、また今回のことは違った形になっておったかなあということは思います。

5月9日に、その後の予定どおり工事が開始されたんですが、早々12日木曜日に市長から電話をいきなり頂戴しました。その際に、工事を一時中断してくださいということをお願いされました。私の思いとしましては、もう工事がスタートしていますので、工事を中断しないで解体工事を続けるということで変わりはないんですけれども、中断ということが古い木材の調査が理由ということを知っていたので、江南市が全て負担いただけるようであれば、工事の中断をしても構わないということで述べさせていただきました、そのお電話では。

加えて私は、念押しなんですけど、工事を中断して追加調査を行う必要はな

いとお伝えしております。その理由としましては、私は江南市内に40近い指定文化財を保有しております。また、私の住まい名古屋市には、古くは織田信長の書状から豊臣秀吉の書状であったりと、天正年間以前のもので一般的に価値があるであろうというものを多く保有していますので、今回の天正年間の木材かもしれないというものが出てきたからといって、私には積極的に残す意思はございませんということを、この電話ではお伝えさせていただきました。その電話を受けて、市長には何となく私の意向というのは御理解いただけたかなあというのは感じております。

しかしながら、翌日13日に、これは昼頃に市長からお電話がありました。内容としましては、非常に急ぎの様子で、本日中に面会がしたいという連絡でございました。当初は私、月曜日は無理かということをして市長に御提案させていただいたんですが、ちょっとそれは厳しいということをして市長がおっしゃられましたので、私も急な決断だったんですが、この13日の15時に伺いますということでお返事をさせていただきました。このお電話で感じたことは、その前日、12日のトーンと若干市長が変わられたのかなと。具体的には、中断して調査をするという意向が市にあるのかなという認識が、私はその電話では印象を受けました。

お電話をいただいた後、お約束の15時ちょっと過ぎに市長とお会いをさせていただきました。急遽呼び出されたこともございまして、私も移動する車の中で手書きで中断して調査をするための条件というものを作成しました。これはなぜ車の中で作成したかということ、12日は市長はあまり乗り気じゃないのかなと、乗り気じゃないというか、そういう意向はお持ちじゃないのかなと思ったんですが、13日の急遽来てくれというお電話のニュアンスが、これはどうも残す方向かなと、調査したい方向かなというのを私は感じましたので、事前に車の中で、汚い走り書きなんですが、話が進むように条件提示をできるようにと思ひまして、手書きで作成をしました。

お会いして、その手書きの条件書を秘書課の方にコピーしていただいて市長にお渡しいただいて、お話を進めさせていただきました。お話というか打合せを進めさせていただきました。この中では、条件書にあるとおり、どうしても中断するのであれば、江南市の責任において、費用負担において実施

してくださいということで合意したと私は考えております。認識しております。

この打合せでは、工事中断をして調査を進めるという結論には至らなかったんですが、保留といいますか、ちょっと考えさせてくださいということで、市のほうがですね、ということで解散をしました。その後、同じ13日の夕方にお電話がありまして、この条件をのみますと。については工事を中断してくださいということをおっしゃったので、翌日の14日から御指定いただいた19日——14日から19日というのは御指定をいただきました——まで工事を止めるということ、その間の3日間調査をするということでお話をいただきました。

私としましては、その条件書のとおりであると、実際そういった行為も行われていますので、条件書のとおり進んでいるという認識の下、受け止めまして、工事会社のほうにも、そのようにお伝えをしています。

少し日にちは飛ぶんですが、5月18日に生涯学習課、可児課長宛てに19日から工事を再開してもいいですと、20日以降の工事再開について御連絡をくださいと連絡したところ、可児課長のほうからは、追加、さらにこのまま延期、24日まで中断を延期してくださいというメールが届いております。私も、このような依頼でございましたので、江南市のほうで追加調査なり、あるいは検討なりをされるんだろうということで、協力しなきゃいけないなと思いついて、24日まで中断するというお願いを聞きまして、工事会社のほうにも、申し訳ないけど協力してくれということで連絡をしました。

次に、20日ぐらいだったと思うんですけども、24日まで工事を中断するというので、少し日にちが長くなりますので、工事の条件のほうには、工事延期に伴う損害金、あるいは逸失利益が発生した場合、江南市が支払いをしてくれると、してもらおうということで言われていたもので、そういうことを伝えていたもので、弁護士からちょっと指摘が入りまして、指摘というかアドバイスが入りまして、これを書面でもらってくれということをおっしゃったので、可児課長に確約書と、金額はまだ未定なんですけど、この一連の工事中断及び調査に係る費用というものを江南市が負担しますという確約書をくださいということをおっしゃりました。ただ、一旦は出すことはできないと

いうことを言われたんですが、私のほうでも、何か様子がおかしいなど、この頃からちょっと思ひまして、メールでもう一度確約書をくださいということを申し上げんですが、結果的に支払いますという確約書は頂けませんでした。

今にして思えばということになるんですが、ちょうどこの24日というのは議員説明会だと聞いておりました。ですので、議員説明会での反応で、何か手続がおかしくなっていたのかなという印象が私のほうにはございます。

○委員長　すみません、ちょっと静かにしてもらっていいですか、そこ。ごめんなさい。

どうぞ、申し訳ないです。続けてください。

○参考人　あと、この支払うということについてなんですが、私は結果的に、私は文書で出したんですけれども、口頭のような感じになっているんですけれども、先日、ある議員さんから教えてもらったんですが、江南市が支払うことを確約するということは、議会にて承認がされるということと同じ意味であるということを知りました。必ずしも議会を通して云々という段取りは私は知らなかったもんですから、このように教えてもらいました。その中で私は、議会の承認がなければ確約書を出すことができないとしか聞いていませんでしたので、可児課長からは、お金云々の話の前に、確約書を出したら議会の承認を得なきゃいけないということをこのときには言われました。

そういう、私もこういった意思決定の過程というものは詳しく知りませんので、こういう段取りがあれば、あらかじめもうちょっと丁寧に説明をしてほしかったなあという思いはございます。例えばその説明があれば、その説明というのは議会の承認を経て確約書を出すというお話があれば、そもそも弁護士から確約書をもたらってくれというお話もなかったもんですから、私、2回お願いしたんですけれども、その必要もなかったなど。6月に入らないと確約書がもらえないということが分かっておれば、その必要もなかったなあというのが今の思いでございます。

あとは、日にちがずっと飛びますけれども、6月21日、今週ですね、可児課長から工事会社のほうに、議会で認められなければ約305万円の支払いはしないと、突然そのような御発言、お話があったようです。工事会社の方か

ら私はその旨聞きました。しかも、その工事会社のほうには、可児課長がおっしゃるには私に……、工事会社の方に、私に工事の一時中断をお願い……、私というのは生駒ですね。生駒に工事の一時中断をお願いただけで、支払いの確約は一切していないと。あくまでも無理やり工事を止めたのではなく、お願いさせていただいただけと言われたそうです。ということだけというふうに工事会社の方に言われました。

そこでまた1つ思ったのは、これはそもそも工事会社の方は、関係はあるんですけれども、直接江南市とのやり取りの中では関係ございませんので、なぜ江南市と久昌寺側、私どものお話、支払う支払わないという話を先に工事会社のほうにしてしまうのかなど。こういった段取りだとか、初めから事ありきなのかよく分からないのですが、そういったところには、課長のほうには大変申し訳ないんですが、ちょっと不信感というのは出ております。

そういったことがありましたので、5月13日、市長と可児課長と面談をさせていただいたんですが、その際にお渡しした手書きの条件書というものは結局何だったのかなど。受けておいて、進めておいて、後からこれはできません、あれは違います、確約できませんというふうに言われましても、当然、久昌寺側も大変困りますし、ひいては工事会社の方も大変困りますので、この辺りにはちょっと不信感といいますか、もうちょっと誠実に分かりやすく対応いただきたいなという思いがございます。

あえて、これはきつい言い方をさせていただきますと、非常に簡単に申し上げますと、支払うと言って私どもは協力をしました。江南市が損害金については支払うということで協力をさせていただきました。今になって支払うとは言っていないと、あるいは確約できないということを言われますと、ちょっと詐欺に近いような話じゃないかなという認識すら、私もそうですし、久昌寺関係者は思っております。もしお支払いいただけないと、久昌寺側、私どもが損害を被る、今でいうと305万円ですね、被りますので、これはさすがにひどい対応じゃないかなというのは思いますね。

あと、議会で決めるということを課長のほうから5月末ぐらいからさんざん言われておるんですけれども、私は先ほど申し上げたように、この意思決定の過程というのは存じ上げませんので、そもそも関係ないんですね。関係

なく、議会で決めるという話も聞いていませんでしたし、関係ないものから、速やかに正しい意思決定によってお支払いいただくと。お支払いの時期は9月末で結構なんですけれども、お支払いを確約いただくという手続きをやっていたきたいと、このように思っています。

私はあくまでも9月末までにと条件のほうに書きましたけれども、補償金は別に支払っていただければ、それで結構でございますので、江南市の職員の皆様には誠意ある対応をしていただけるように強くお願いしたいと思えます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。以上で、参考人、生駒さんからの御意見は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、念のため申し上げますが、江南市議会委員会条例第28条3項の規定により、委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、御了承願います。

なお、参考人の方は挙手の上、委員長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

○宮田委員 では、質問させていただきますが、その前に、委員長からもお話がありましたとおり、本日はお仕事を休みにいられてまで、こちらのほうにお越しいただき、さらにそれが江南市の委員会だけで裁き切れないという言い方も変ですけれども、解明できない部分をわざわざお越しいただいた上でお聞きするという形を取っていただきまして、誠にありがとうございます。

さらに、私、今、江政クラブに所属している議員として、前会長である河合会長のお話をしていただいたことを非常にうれしく思います。どうもありがとうございます。

今、詐欺行為というようなお話が出てきたんですけれども、私が今、聞いたところでも、払う条件で中断をしておいて払えないというのは、詐欺かどうかは分からないんですけど、詐欺行為に近いのかなという印象を取りあえず受けました。今のお話では受けました。

それも踏まえまして一点一点お尋ねしていきたいと思うんですけれども、大きく分けまして2つの項目について質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、工事中断に至る経緯についてをお尋ねいたします。

5月12日は、市長から電話で工事の中止をお願いされたということでした。迷うことなくお断りしたということですのでよろしかったでしょうか。

○参考人　私のほうからはお断りしておりません。私からは、当方には必要ないと、先ほどの理由から必要ないということをお伝えしました。

加えて、当方ではお金は出せないけれども、江南市が残したいという意思があって、その負担費用ですね、これが江南市が持っていただけということであれば協力しますよという旨、お伝えをしました。

○宮田委員　5月13日に電話がかかってきて、市長のほうから面会したいとの連絡をもらったということは、これはそのまま正しい解釈でよろしいでしょうか。

○参考人　そのとおりでございます。

○宮田委員　先ほどもお話がありましたように、中断は必要はないけれども、中断に対しては協力するということだったようですけれども、念押しなんですけれども、そのような解釈でよろしかったでしょうか。

○参考人　そのとおりでございます。

○宮田委員　そういたしますと、13日の15時時点では、生駒様のほうから条件書を提示した上で、これをのんでいただけるのであれば中断には同意いたしますということで、そこでは回答が出ずに生駒さんのほうにはお帰りいただいたということですのでよろしかったでしょうか。

○参考人　そのとおりでございます。条件を提示して、その場で回答が出ないということでしたので、一旦帰りました。

○宮田委員　その後、帰宅され、どうでしょう、夕方ですから15時、16時ぐらい……、18時ぐらいのことかなとは思いますが、ここで電話がきて、江南市から改めて工事中断の依頼があり、江南市で条件を受け入れることを確認し、工事の中断を決めたということですのでよろしいでしょうか。

○参考人　そうです。

○宮田委員 江南市では、工事の一時中止をお願いしただけで、支払いの確約までは一切していない。あくまでも無理やり工事を止めたのではなく、お願いをさせていただいただけと、先ほどそんなようなニュアンスで私は受け止めたんですけれども、実際に市長さんとの面会の場で、どのように言われたと認識されていますでしょうか、覚えている範囲で結構なので。

○参考人 少なくとも、今おっしゃられたような内容では言われておりません。こちらから条件書をお渡ししましたので、それについて当方の事情も含めて御説明をしております。また、工事の中断の依頼があるときには、この条件書の5番目でしたかね、常観寺の御住職、これが今、久昌寺の仮の住職なんですけど、こちらに必ず一報を入れてくださいということを私、申し上げておりますので、これはちゃんと履行されていますので、そういった部分でいうと、条件書をのんでいただいたという認識でございます。それを今になってお願いしただけというのはちょっと困ります。

○宮田委員 では、5月12日と13日で、市長の態度や雰囲気は全く違った印象になったというような感じで私、印象を受けたんですけれども、何が原因であると思われるのでしょうか。生駒さんが感じられたことで、こんなことじゃないかなというようなことがもしあれば、お話しいただいてもよろしいでしょうか。

○参考人 言えることは、明らかに12日と13日の市長の感触、これは異なっていました。もし同じであれば12日で決着がついている話だと思いますので、私も明らかにそのように感じました。

それで、可能性として私が思うのは、13日は市長と可児課長からそれぞれお電話をいただいております。このお二方が窓口となっておられるということもあるかも分かりませんが、このお二人から御連絡を頂戴しております。お二人とも、ニュアンス的にはあまり積極的ではないなという印象は受けております。そんな中で、方針が変わったり、ぐっと強引、強引といいますか、短期間にぽんぽんと決定して進められたということについては、牧野議員のほうから、そういったかなりお話が強めにあったからじゃないかなということとは思います。

理由としましては、牧野議員とも2014年からのミクロネシア旅行からのお

付き合いといいますか面識なんですけど、歴史ですとか久昌寺の保存についてはかなり積極的でした。廃寺という方向で昨年決まっております、議会のほうでも、そのように決めていただいていたんですが、去年の秋頃、東京のよく分からない業者が、久昌寺を保存して維持管理したいと言っているということを牧野議員のほうから私に紹介がありまして、結果的にその業者はちょっと怪しい業者ではございました。

その牧野議員と市長などが同席したところで、業者を交えて会食したこともございます。私は市長と牧野議員から呼ばれて、その業者の方と会食をしたことがございます。ちなみにその会食の費用というのは私は負担してございませんので、どなたが、業者と、私と、市長、牧野議員などの費用をお支払いになったかというのは、私は分かりません。

この業者については、市民の代表の牧野議員ですので、私は当初、すっかり信用をしておりました。しかし、これは結論になりますが、結果的にも詐欺師だという判断を江南市はされたとは聞いております。江南市が詐欺師と判断したというふうに聞いておりますが、事前に身辺調査はしなかったと。江南市は、身辺調査をして私どもであったり市民に紹介するルールはないということで、最後は突っぱねられたということもございます。

そういった牧野議員の、これは一例なんですけれども、結構、私の認識では強引であるだとか、久昌寺を私物化されておられないかなという認識があるんですが、そういったことから考えますと、今回の中断、調査の意思決定、意思決定というか、なぜ市長ですとか可児課長が12日から13日に変わられたかという辺りは、牧野議員の意見が反映されたのじゃないかなということは、私としては、これまでの経緯がございますので、容易に推測はできます。

そこから考えますと……、あとごめんなさい、追加調査、17日、18日が中断をしての追加調査でございました。このときに牧野議員が同行されたということを知っております。その際に、久昌寺本堂内、本堂の裏にある物置から、物置に古い籠があったと。それを牧野議員が、これは古いものだということで市に寄贈してもらいなさいということはどうもおっしゃられたようで、生涯学習課のほうで、その日のうちに引き取っていったということを知りました。これもどうかなとは思いますが、事後なんですね。勝手に持

っていっちゃって、これ寄附、頂戴ねという話ですから、事後ですので、ちょっと私物化的な扱いを久昌寺及び私どもにされていないかなという思いは、こういったところからもございます。

なお、この籠については、牧野議員が古いから寄贈というふうにおっしゃっただけであって、私は現物を見ておりません。どの程度の価値があるものか、どの程度古いものかというのも分かりません。寄贈するに値するものかも分かりません。あくまでも牧野議員の一存だということで私は認識をしております。これが欲しいということでしたので、寄贈させていただきますという回答をさせていただきました。

ですので、この久昌寺の籠の寄贈のこともありますので、一連のこのプロセスには、牧野議員が関わっていたんじゃないかなというのは、私としては容易に思います。

逆に私のほうが、ここですみません、私のほうから質問をさせていただきたいんですが、こういった牧野議員、久昌寺、あるいは私どもに対して、久昌寺を私物化するような、私の意思を軽んじるような行動を数々これまでされております。そんな中、牧野議員が私のことをメール魔だということを言われているとお聞きいたしました。何を根拠に私がメール魔と言われるのか。これは後ほどお聞きしたいと思います。以上でございます。

○宮田委員　　今、たまたまなんですけれども、東京の業者という話がちょっと出たんで少しお伺いしたいんですけれども、実は6月の一般質問の大藪議員の質問の中に……。

〔「議案質疑」と呼ぶ者あり〕

○宮田委員　　議案質疑か、ごめんなさい。去年の令和3年の9月に、そういう業者さんとお会いしているというような内容の話が出たんですけれども、そこは生駒さんも御出席されているということだったんですね。

○参考人　　そうです。

○宮田委員　　そこに、ごめんなさいね、牧野議員と、ほかはもし覚えがあるんでしたら、生駒さんと、牧野議員と、ほかのメンバーって、ちょっとお話しただいてもよろしいですか。

○参考人　　明確に覚えております。順番に、市長、副市長、牧野議員、都市



交わしていただいた、その生駒さんからの要望の内容を一生懸命そのとおりに実現させようということで、6月の補正予算にも上程をしており、そのために議会の理解を得るために、本当に一生懸命、生涯学習課の可児課長をはじめ部長、教育長をはじめ一生懸命動いておられて、私どももしっかりお約束した以上は議会の責任で、これは払っていかないといけない予算だということで、何とか可決したいなという思いで取り組んでおります。ただ、その中で、このように肝腎要の生駒さんから市に対する不信感が語られ、さらに抗議文まで出されているということで驚きましたので、若干、質問をさせていただきたいと思います。

それとあと、ただいま牧野議員との関わりについての御質問というか御発言がありましたので、これは委員長にお願いですけれども、後から牧野議員から弁明の機会をぜひ設けていただきたいと思います。

私からの質問ですけれども、すみません、抗議文の1の2行目の所に、20日の議案質疑の議会中継を見ていた方から詳しく内容をお聞きしましたということで、私はこの議会中継を直接、生駒さんがネットで御覧いただいた上で、ずうっと今回の一連の経過を理解されていると思ったんですけれども、どうもここにどなたかから聞かれたという、1人中に入られて、そこでちょっと情報が、ひょっとしたらちょっとゆがめられて伝わってしまって、認識の、市のやっている取組と生駒さんの思いの食い違いの原因がここで生じているのではないかなという疑問が湧いてきました。

抗議文の2の出だしのところですが、1行目ですね。先日、依頼を受け、認識が間違っているとお答えした内容について、市議会議員の方から公文書開示請求で取得したメールにある記載が議会に提示された文書に反映されていないとの話を聞きましたということで、ここにも市会議員の方が生駒さんの認識に、かなりの影響を与える形で関わっておられるということが分かりましたが、この市会議員の方、そして抗議文1の出だしにある詳しく内容を聞かれた方というのはどなたなんでしょうか。お答え可能であれば、教えていただきたいと思います。

○参考人 特段隠すこともありませんので、大藪議員です。私のほうから聞きました。

- 掛布委員 ありがとうございます。
- 参考人 質問ですよ、質問のほうは。
- 委員長 お答えしましたね。
- 参考人 映像云々というのは私の父です。
- 掛布委員 ありがとうございます。

それで、もう一点ですけれども、この抗議文の1のところに出てきます市のほうが、教育長が中継の中で、久昌寺所有者が一刻も早く違約金の支払いをしてほしいと希望していることからというふうに教育長が答弁されたということなんです。それは視聴されたお父様からの情報で。でも、支払いというふうには教育長も答弁されていないはずなんです。一刻も早く確約が要するというふうに、生駒さんからのお約束文ですね、取り交わされた5月15日付のお約束に基づいて……、その後ですか。メールでいただいた、5月24日付の生駒さんからのメールにありました5月25日までに書面で買取り費用と追加費用の支払いを書面で確約を御用意くださいという、この確約という言葉しか教育長は使っていないはずなんですけれども、ここが支払いというふうに、ちょっと擦れ違いが起きて、今回の市に対する不信感、私のいない場所で私のせいにして工事を急がせたというか、手続をすっ飛ばして、こんなふうになってしまったのではないかと、こんなふうに理解をされてしまったのではないかと思うんですけれども、この違約金の支払いをしてほしいという希望する、これは確実にメモとかを取られた上での抗議文の文書なんでしょうか。

- 参考人 そのとおりでございます。支払いをするということは残っています。記録として残っています。メモとしても残っています。
- 掛布委員 改めて後でまた教育長にも、本当に支払いをしてほしいというような言葉を議会でしゃべられたのかどうか。もしそうだったら、また教育長にも訂正をしていただかなければいけなくなりますけれども。
- 参考人 ごめんなさい、今、私が質問の趣旨を間違えたかも分かりません。教育長が確約と言われたのか、支払いと言われたのか、これは今、私、すみません、存じ上げません。あくまで伝聞でございました。
- 掛布委員 先ほど牧野議員のお名前がいっぱい出てまいりましたので、ぜひ委員長のほうから牧野議員に弁明の機会を、弁明というかと与えていただき

たいと思います。

○委員長 内容確認です、ごめんなさい。

まず先に質問が続きますんで、ほかの質問。

[発言する者あり]

○委員長 弁明ではないですね、確認でございます。

まず、こちらの質問が途切れた後ですね。

○宮田委員 続きまして、2点目の支払いの確約についてという部分について質問させていただきたいと思います。

支払いの確約は、江南市では支払いを確約するとは言っていないと言ったと、言った言わないの言い訳をしていますけれども、手書きの条件書を受けた時点で、江南市が支払いをする必要があることは認識していると昨日の委員会審査で答弁されております。つまり、支払いを認識しているということは、条件を全て履行するというので、言葉では言っていないけれども、確約したと捉えてよいと考えられます。

いま一度の確認になりますが、生駒さんの認識では、5月13日の条件提示後に改めて電話がかかってきて工事中断をお願いされたタイミングで、支払いが確約されたと認識しているということで間違いはないでしょうか。

○参考人 全くそのとおりでございます。言った言わないというのは、意味はないと私は思っています。そのような態度があるから、徐々に不信感を持ってきたというところでございます。

○宮田委員 生駒さんからお聞きしていますが、可児課長との電話交渉の中で、生駒さんは9月30日までの入金を希望してみえます。それに対して、急ぎになってしまうので、早めに金額のほうを教えてくださいたいとせかせしたのは、生駒さんではなく江南市だと聞いています。間違いはないでしょうか。

○参考人 間違いありません。ちょっと補足しますと、まず当初言われたのが、まだ24日で調査が終わるということが確定していない段階で、24日までの分を先に出してくれと。この分を先に支払いますと。もし24日から延長になった場合、その分のお金というのはどうなるんですかと言ったら、またその次に、私は具体的な順番は分かりません。当然24日以降も延長になる可能性はあったと思いますので、それ以降はどうなるんですかと言ったら、

6月定例会じゃないところでやりますというようなお話をいただきました。  
なので、分割して請求です。

○宮田委員 5月24日のメールで可児課長に、25日までに書面で確約書をくださいと送付していたことが確認されております。そのメールの確認として可児課長との電話でのやり取りがあったと聞いています。その中で可児課長は口頭で、当然支払うのは間違いないが、書面で今の段階でお支払いしますということは言えない。議会で認められないと書面として出すのは難しいと言われた。ということで間違いはございませんでしょうか。

○参考人 間違いないです。

○宮田委員 支払うのは間違いないが、議会に認められないと確約の書面は出せないと矛盾したことを江南市が言うから、生駒さんは江南市に不信感を持っているということで間違いないですね。

○参考人 そのとおりでございます。議会次第と言われましても、私は大変困ります、議会の日程もあると思いますので。ただ、私としては、これは13日の打合せで申し上げましたが、10月末に宗教法人を解散する予定でございますので、9月末までにお支払いいただければいいと。その過程は、私は特段こうしてくれああしてくれというのは分かりませんので、問うていません。以上です。

○委員長 すみません、ここで、長くなりそうなので、一旦休憩を入れます、15分間の。ごめんなさい、休憩後に再開します。

午前11時00分 休 憩

午前11時18分 開 議

○委員長 それでは、時間ちょっと遅れましたが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま参考人より発言取消しの申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、発言を許します。

○参考人 先ほどの私の発言の中で、会社名及び、その関係者の氏名を出してしまいましたが、その部分につきましては取消しをお願いします。報道の

方につきましても、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、会議を続けます。

○宮田委員 それでは、今、江南市では、確約の書面を早期に出すために、ゆがんだ行政手続をしてまで6月定例会に補正予算の議案を上程して、今このような審査を進めていますが、これをお聞きになって、率直なところどう思われたか、お伺いしたいと思います。

○委員長 もう一度どうぞ。

○宮田委員 ごめんなさい、もう一度繰り返させていただきます。

今、江南市では、確約の書面を早期に出すために、昨日から審査されているように、言葉は悪いですけど、ゆがんだ行政手続をしてまで6月定例会に補正予算の議案を上程して、今このような審査を進めております。これをお聞きになって、率直なところどう思われたかというのをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○参考人 私の思いとしまして、そもそも久昌寺をきれいに終わらせたいという思いが第一でございます。その結果、私は廃寺という選択肢をさせていただきました。でも、その中では何らトラブルなく終わりたいという気持ちが大前提としてございます。

今回、この進めておられるやり方が正規のやり方ではないというようなことであっては、私はそういったことで久昌寺の名を落とされるようなことはやってほしくないという思いがあります。また、その過程で、何か私の意思であるだとか、私が言った言っていないみたいな話で、私がちょっと抜けているような男のように語られるようなことも私としては大変不名誉であり、不快でございます。

ですので、今、思うことは、ごく普通に江南市の職員の方、あるいは市議、市長様、ほかの方法、普通にやるという方法はなかったのかなあと考えておりますし、また今回のやり方がこれほど、私がここに来るとは夢にも思いませぬので、そういったことになるということは、ちょっと一線を越えたことをひょっとしたらされたのかなという思いがあります。そこは正していただ

きたいと思っています。以上です。

- 委員長　　すみません、先ほどの生駒参考人の発言の取消しの件ですけれども、委員の皆様は私のほうから取消しを許すことに対する確認をするのを忘れておりまして、今ちょっと時間が空いてしまったんですけど、先ほどの生駒参考人の発言の取消しを許すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　発言の取消しを許可いたします。

それと、1つ、今ここに傍聴の申出が追加でございました。当委員会への傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可したいと思いますが、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

- 参考人　　あと、先ほどの質問の追加といいますか、1つ、私、思うところがありましたので追加させてください。

先ほど御指摘いただいた先日の議案質疑で教育長様が確約を急いでいる、あるいは支払いを急いでいる、私、ごめんなさい、違いがあるかも分かりませんが、確約を急いでいるということを理由に正規の手続を踏まなかったというような発言されたという認識を私は持っております。

あくまで、ここで正しておきたいのは、私は一刻を争ってはおりません。あくまでも廃寺、解散、これを10月末をめどにしておりますので、9月末までにお支払いいただければ結構ですということでお話をさせていただいておりますので、その点、私からこの部分だけ支払いを急いでくれということはございません。業者の方にも、江南市から四千何がしという金額を支払っていただいた後にお支払いするという契約でございますので、この305万円だけ先に払ってくれということはございません。補足は以上です。

- 宮田委員　　今のお話で、確約書を急いでいるとか急いでいないとかという話、5月24日の時点で、25日に確約書が欲しいということ、弁護士先生と御相談されて確約書を取っておいたほうが良いというような御指導があった

ものだと推測するんですけれども、そこで市役所に対して、その話をした際に、先ほどもお話の中にもありましたとおり、行政手続によって、こういった手続を踏んでいかないと確約書は出ないんだよという説明が生駒さんのほうにあれば、生駒さんのほうも、またその旨を弁護士と相談した上で、確約書というのは書面では出せない、ひいては議会の承認がないとそういった確約はできないということをお聞きしているもんだからということで弁護士先生とお話できたと思います。そんなようなことで、我々はそうやって解釈すればよろしいでしょうか。

○参考人　そうですね。これは結果論としてですけど、そのような結果になっているという認識です。ちょっとごめんなさい、僕、言葉がうまくあれなんですけれども、そもそも論として、13日の打合せ、このときに市長は調査に2か月ほどかかるということをおっしゃられました。それに対して私なりの意見というのを申し上げたんですけれども、要は調査が、まさか1人の方による2日間の調査で終わるということはそもそも想定していませんので、私も金額はいつ定まるかというのは分からないんですね。調査、物によっては1か月、2か月調査にかかるというものもあるかと思しますので、なのでその辺は柔軟に対応させていただきますということを伝えた上でです。それが今回、結果的に305万円になったと。市としても24日で終わると、閉めるということでしたので、結果的にその金額だったんですけれども、それ以前は当然、むしろ私は1名で2日間の調査で結果を出していいのかなと考えるほうですから、市長が当初おっしゃった2か月というのも当然だろうなという認識はありましたので、大まかな意味で江南市が負担するという確約をくださいと。6月定例会云々で幾ら幾ら確約をくださいという話ではないです。以上です。

○宮田委員　大変長い質問をさせていただきまして、どうもありがとうございました。質問のほうは以上にさせていただきたいと思いますが、感想と要望だけ少し述べさせていただきたいと思います。

〔「感想と要望はちょっと後にしたらどうですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ほかに質問はありますか。

○掛布委員　今の宮田委員の詳しい御質問を聞いた上ですけれども、今の確

約の捉え方が、どれほど長い中断かという、そここのところの認識のずれから生じている。そして、また予算が通らない限り確約書が出せないというシステムそのものも、あまりよく御認識がなかった、説明がなかったということもあって、今回の食い違いの江南市に対する不信感というのが生じたということは非常によく分かりまして、ありがとうございます。

それで1点お聞きしたいんですけども、抗議文の中で気になるのは、事務的手続が正しく行われないうのが繰り返し抗議文の1に出てまいります。議案質疑の中で、そのようなやり取りもあり、実際に事務処理上のミス、手続上のミスということで、副市長や教育長も謝罪をされておりますけれども、申し上げたいのは、委員会の中で、本当にこれが法的に問題があることなのかということを確認を取りましたところ、法的に何ら問題がないという、顧問弁護士については問題がないという、市の顧問弁護士の結論になっております。ただ、もう片方の弁護士によれば、それは問題だろうと、最終的には裁判で決着をつけるしかないという、そんなような弁護士の見解もあるようですので、ぜひそのことを御意見として申し上げておきたいと思っております。

〔「意見は後だって言ったのに」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員　ごめんなさい、お聞きしたいと思っております。すみません。

○委員長　ほかに質問はありますか。

○岡本委員　今日は本当にありがとうございました。

正しい正規の手続という中で、金額の確定した請求書を出していただいていると思うんですけども、そこが本来、見積書であるべきであろうと言われているんですけども、ちょっと確認なんですけど、見積書というものは頂いているものでしょうか。

○参考人　見積書は頂いておりません。ちょっと補足しますと、要は先ほど申し上げた調査期間がどれだけかかるかだとか、あと残すものによって解体の工法、これが変わることが想定されましたので、江南市の結果をもってではないと出せないという認識で私もおりましたし、業者の方も同じ認識でいらっしゃいました。

○岡本委員　ありがとうございます。

それでは、つけられた請求者をもって見積書の代わりであるという認識でよろしいでしょうか。

○参考人 そのとおりで結構でございます。

○岡本委員 ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかに質問はありますか。

牧野議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○牧野議員 ありがとうございます。

生駒さん、お久しぶりで、こうしてお話しできて本当にうれしく思っていますし、よく今日来ていただきまして、ありがとうございました。

最初、ちょっとぶしつけな質問をさせてもらうことをお許してください。

抗議文1、2というタイトルで、令和4年6月22日の日付で出されておりますけれども、生駒さんは昨日、厚生文教委員会が開かれることをどのようにしてお知りになったのかをお尋ねいたします。知らなかったなら、知らなかったで結構です。

○参考人 知りませんでした。

○牧野議員 それでは、6月22日の抗議文とされた理由は、明確に言っただけですか。質問ですとか、調査依頼とか、疑問とか、そうふうにせずに抗議とされた思いを少し言っただけですかでしょうか。

○参考人 6月21日に、業者のほうに可児課長のほうから支払うと確約していないというお話がございました。それを業者の方から私に報告がございまして、私が可児課長のほうにメールで、これはおかしいんじゃないですかと、話が違うんじゃないですかということで、翌日の午前中を締切り、ですから22日の午前中を締切りに回答を求めました。私は2つ質問をさせていただきまして、その2つの質問の回答を22日の午前中と期限をつけて、課長のほうにお送りさせていただきました。結果として、その回答が私としては不服で

ございましたので、22日午後、抗議文として出させていただきました。

○牧野議員　それで、抗議文2のほうで議員からというのは大藪議員とおっしゃいましたが、抗議文1の先日議会中継を見ていた方からというのは、議員でしょうか、市民でしょうか。

○委員長　先ほどお父様というお答えをされました。

○牧野議員　議員じゃなしに、同じ質問で失礼しましたが、どうぞ。

○参考人　私の父でございます。

○牧野議員　2番は議員と書いてあるけど、1番目、抗議文の1は中継を見ていた方からというのも議員ですか。

○委員長　お父様ということで。

○牧野議員　お父様か。分かりました。

それで、もう一度私も同じ、皆質問は一緒ですけれども、議会の承認を得なければ、大至急支払うことの確約書はできないということは認識され……、今日されたんですか。前から聞いておられたんですか。大早急にというふうに確約書をくださいとメールの結論が来ておりますけれども。5月24日、朝7時37分の結論で、追加費用を遅くとも9月末日までに払うと確約いただく旨、大早急に書面で頂けないでしょうかという。この大早急、書面というのは、議会の承認が得ないと出されないということは、いつお知りになりましたでしょうか。

○参考人　議会云々ではなくて、江南市がどのような意思決定で、いつ支払われるか、私は分かりませんが、弁護士の方から、こういったものは書面で確約をもらっておけということを言われました。

○牧野議員　おっしゃったとおりですね。分かりました。

ちょっと私の名前がいっぱい出ましたので、どういうふうに答えたらいいか分かりませんが、この抗議文どおりの順番で簡単に答えますので、牧野牧野と10回ぐらい言われましたので、それなりにお答えしたいと思います。

生駒さん、ちょっと聞いておってもらいたいんですが、この抗議文1なんですけど……。

[発言する者あり]

○牧野議員　質問なんで、牧野牧野と言われたんで、これは弁明ですが。

○委員長 牧野議員、質問のほうでよろしいですか。

○牧野議員 じゃあ質問でいきます。

じゃあ質問1ですが、抗議文の下から3行目です。牧野議員がだと思いません、消してありますが。寄贈を受けたほうがよいと言い持ち帰ったが、寄贈してもらえると事後に言われたものを了承したものですと。これは誰から聞かれたんですか。私、全然そんなことしていませんけれども。

○参考人 生涯学習課の可児課長からお電話で、その話をいただきました。

○牧野議員 これは分かりました。可児課長が、私が実は当日現場に立ち会っておりまして、その理由もまた言いますけれども、古い籠が出てました。1つはかなり壊れていましたが、多分これは昭和初期の竹籠で編んだ、昔の小さな50センチ角ぐらいのこうりですが、江南歴史民俗資料館には、そういう昭和初期の農具とか民具がいっぱいありますので、そこに置いたらいいかなあと思って、生駒さんに聞いて、よければ歴史民俗資料館に寄贈いただけないかということは言いましたけど、私が持ち帰ったとか、どうかしたということは全くありませんので、そこで多分、可児課長が電話をして承認を得たものだと思いますが、この文章ですと、事後に言われたものを了承したというのは、事後に、牧野が持ち帰ったから、それでよかったかと可児課長から言われたんですか。

○参考人 持ち帰ったのは、私は可児課長、生涯学習課だという認識でおります。持ち帰ってきちゃったが、寄贈をしていただけるかと。その申請書類はこちらで用意して、また送りますということと言われて、分かりましたということでしたので了承をさせていただきました。

○牧野議員 文章的には、私も持ち帰っていないし、実は可児課長も持ち帰っていないんだけど、いいと持ち帰ったがということで、この文章は多分誤解だと思いますので、また後から詳しく、これは本質とは外れますんで、多分、お互いの誤解に基づく文章だと思いますので、これはこういうふうに私は思っています。

それから、次の抗議文2のほうへ入ります。

抗議文の2の質問ですが、下から10行目ぐらいに、さらに牧野議員の関わり方がよく分かりませんということで、なぜ調査に来たかということですが、

これは私の弁明になりますが、新聞に載っておりました。5月14日ぐらいの新聞に、あしたから工事を中断して17日から19日まで調査すると。私はその記事を見て、実は生涯学習に調査しますかと、調査するというので、私の個人として立ち会ったというものですから、これは新聞で公表されていますので……。

〔「どこの新聞」と呼ぶ者あり〕

○牧野議員 はい、新聞に載っていますので、多分、読売か何かだったよね、5月14日の。

〔発言する者あり〕

○牧野議員 14日。多分、13日ぐらいに中断で、14日ぐらいに読売さんが書かれて、工事が中断して17日から19日まで調査すると新聞記事を見て、議会事務局ですけど、それで確認をして見に行ったということでございますので、誰でも行けるものだとは私は認識しております。

生駒さん、そういうことですが、よろしかったでしょうか。

○参考人 ここには2つの意味がございまして、1つは純粹に、私は市議会議員だけで、市議会議員の方の中では牧野議員だけが立ち会われたということを知っていましたので、それはなぜかなという疑問は普通にありました。それが1つ。

もう一つ、何でというところには、牧野議員には思い出していただきたいんですが、昨年12月に牧野議員の意向を受けて久昌寺には出入り禁止とさせていただきます。なぜ久昌寺の本堂のほうまで、また入られたのかなど。これは、この議会とは別の部分で、個人的にということになるかも知れませんが、やりたいと思っています。

○牧野議員 出入り禁止の話は、また別個にしたいと思います。

それから、抗議文2の下のほうですけれども、私は下から3行目、牧野議員はかねてより、あの木材が欲しくてと書いてありますが、私は別に欲しいわけじゃありませんけれども、生駒さんともよくお話をし、何とかあの古材を使った信長・生駒の方の資料館というものを少し造って、木を使って、いずれ造りたいなということで、生駒さんも同意されて、それを残すと。これ今見ましたら見積書も取られますと、本当にありがたいと思いましたが

ども、そんないきさつがあったことを私もよく覚えておりますので、私は久昌寺に関しては、全部壊すというのももったいないから、一部部材を残したいなという思いがあったことは事実でございます。多分、これは生駒さんも、そういう意向だったと思いますが、どうでしょうか。

○参考人　私自身は、本当に古材にはあまり関心はなかったです。理由としては、ああいったものは非常に面積を取る、あとは重量があるものでございますので、維持管理が大変だという認識がまずございました。

また、再利用ができるかどうかということも、私は考えに及びませんでしたし、その意向もありませんでした。

見積りについては、牧野議員の御友人の会社のほうで、牧野議員の指示といたしますか、ここで取ってねということで、御友人の会社で倉庫の見積りは取りました。以上です。

○牧野議員　核心部分で、ちょっと分かりにくかったですけど、ごめんなさい。

最後のページに行きたいと思います。私の名前が出ます。実は私は、5月13日に市長とお会いしました。ちょうどそれは議会最終日で非常にもめていたときで、そう長くはお話しできませんでしたけれども、調査でひよっとすると国の重要文化財になる可能性があるのと、調査すべきだという資料を私はある方から頂きまして、その内容を見た上で、これは調査したほうがいいんじゃないかなということは申し上げましたが、市長は検討するということでも出てまいりました。その後、いろいろあったことは、今日、今お話があつて進んだということは分かりましたが、私がお会いしたことは事実でございます。

私の強い要望でというふうに書いてありますけれども、そういうことではありません。これは主観的な話で、生駒さんがそういうふうに取りられるのは仕方がないかもしれません。私は一議員として、江南市の文化財保護委員から、こういう答申書が出てきた以上は、一旦調査されたほうがいいんじゃないかなという意見は申し上げました、ちょっと僭越かもしれませんが。あとは市長が検討するということで、各内部で話されて決められたということだと今でも認識をしております。以上でございますけれども、これが抗議文に

つながるかどうかということは、私としては抗議という意味では不本意な感じがしている。以上でございます。

あともう一つ、名前は消されましたけれども、東京の方が来て生駒家の久昌寺を再建していくと、保存するという意向がありました。私は、それをあるしかるべき国の大臣から電話がありまして、直接ございまして、生駒さんが私から、市議会議員から紹介された人だから信用されたというのも分かりますし、私は本当に大臣から直接私の携帯に電話が入りましたので、信用しました。この話は、しかし生駒さんにお伝えして、みんなにお食事もして現場を見たけど、生駒さんは取り壊すんだという強い意志を示されましたんで、私はこれはもう無理ですよと言いました。ところが、その東京の方は、生駒家には負担をかけなく、全額、数億円ですよ、多分、数億円かかるけれども、何とかお金を集めて維持したいという強い思いでおられましたんで、2回私はお会いいたしました。しかし、2回目のときに、誰からか分かりませんが、すごい怪文書が来まして、この東京の人は詐欺師の疑いがあるということで、私、びっくりしまして大臣に確認をいたしました。そうしましたら、大臣の方は、ある新聞記者から紹介を受けて紹介しただけだと。実は私に電話があったのは、大臣から直接電話が入りました、私に。そして、先ほど言われました私の友人の何とかかんとかが今横にいるから電話を替わるわという話でした。大臣が紹介した。電話を替わられて、私は何とかかんとかです。久昌寺の再建にぜひ尽力したいから会いたいという話で、私はそのとき信用したんですが、確認をしたら、新聞記者が調べたら、その方は詐欺っぽい人だということで、大臣からおわびがございました。

そういうことで、私はそれ以外に怪文書が来たもんですから、これは市宛てに、市長宛てだと思いますが、多分、江南市宛てに、実はこの東京の業者は、詐欺とは書いていないんで、詐欺師的な要素が強いというすごく克明な怪文書が届きまして、私はその文書を信用しまして、すぐ生駒さんにも、これは詐欺っぽいから中断しますということで言いました。そのとき生駒さんは、私の家だと思えますけど、大変怒られましたんで、私はびっくり。怒ったんで、なぜそういうことをもっと早く言わないんだと言われたんで、生駒さんも再建したい、私も再建したいと思いましたが、早く分かってよかった

なあということで、これはなかった話になったということで、私に不信感を持たれるのは仕方ないかもしれませんが、私も大臣を信用した。生駒さんも私を信用してくれた。だけど、怪文書によってなかったことに取り消したというてんまつでございますので、ぜひ御了承いただきたいと思います。何か御意見があれば、賜ります。

○委員長　質問形式ではないですけど、生駒さん、何か御意見がありますか。ないならいいですけど。

○参考人　今言うことはございません。

○委員長　分かりました。

ほかに質疑はありますか。

○宮田委員　先ほど感想や要望は最後にと言われたんで、今から言ってもよろしいでしょうか。

○委員長　どうぞ。

○宮田委員　これまでのお話や質問を通しまして、生駒さんの受け止め方に対する市の不誠実な対応が見えてきました。生駒さんの考えを尊重して、当局の皆様、一度立ち止まって、言葉は悪いですけども、ゆがんだ行政手続を正した上で、しっかりと事務手続をやり直してから、再び補正予算の上程手続を行ってはいかがでしょうか。

昨日の長尾議員の委員外議員での質問で、過去の上程手続の中で、今回のような正しくない事務手続が行われた事例がないか確認することが宿題となっており、先ほどもお話ししましたとおり、何年前に遡って調査するのかわからないのはまだ決まっておられませんけれども、仮になかった場合、全くゆがんだ行政手続がなかった場合、今回のことがあしき前例となっちゃいます。今回のことが初になるわけですから、なっちゃいます。今後も事務手続が全て今回のようなやり方でオーケーと思ってしまう職員も中には出てくる可能性が残されちゃうわけですね。私はとてもこのことに関して危惧をしております。

繰り返しになりますけれども、しっかりと正しく確実な手順を踏んで行政手続を進めていただくように改めてお願い申し上げて、これを要望とさせていただきます。

○委員長 要望という形ですね。

○参考人 私のほうからも要望といいますか思いをお伝えさせていただきたいんですが、今回のこともそうなんですけれども、経緯・経過から、何かしら私になすりつけるようなことが私は見受けられます。そうすると、これまで信頼関係でずっと進めてきたことですので、信頼関係というのは徐々に崩れていくものになります。この状態で、先ほど議員がおっしゃられたゆがんだ手続によってお金が支出されて、それが生駒がごねたからだとか、無理を言ったからだということで記録に残され、あるいは世の中に伝えられるということは、私としては大変心外でございますので、その点につきましては、仮に正しくやっただけでない場合においては、場合によっては、私は急ぎませんので、請求書を返却いただいて、ちょっともんでいただいて、その後、また提出してもいいのかなという考えはございます。そういった意思があるということは御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長 生駒参考人からいろいろと御意見をお聞きしました。

私のほうから1つお願いですけれども、生駒参考人からいろいろと当局の市の対応に関して経過ないし考えが出てきました。私のほうからも、せっかく、今、生駒さんがお見えになりますので、当局の方に、今の生駒さんの一連のお話の中の件に関して、一言お話しいただきたいなと思ひまして、よろしいですか。

前にマイクがありますので、もしよろしかったら前のほうへ来てください。

○教育長 ただいま生駒氏のほうから、いろいろな御指摘をいただきました。当初から生駒氏とは可児課長を通じていろいろなメールのやり取りが、今回の久昌寺の解体についても御無理なお願いをしているということは当然了承しておりますけれども、先ほどの抗議文の中にもありましたけれども、私としては支払いが9月末だということは当然認識をしておりましたし、ただし確約をするということについては、これは行政の人間なのかもしれませんが、どうしても議会の承認を得たいというようなことでありましたので、特に文書で確約書をお渡しするということについては、議会の承認をいただかなければできないという認識でございました。

若干事務的に不備があったことは認めますけれども、24日付の決裁につき

ましては私の判断によって、生駒氏のほうから解体業者からの請求額をある程度確認しているということをごさいましたので、その額を基に決裁を上げさせていただき、後に最終的には請求書という形で出てくることになるわけですが、それでもって議会で御承認いただければという。それをもって生駒氏のほうに、こういうふうの確認できました、確約することができました、従って続いて今度は契約を結びましょうというような感じにつながっていくのかな、そして遅くとも当然9月末にはお支払いできるようにということです。ずっと思ってまいりました。その辺のところ、生駒さんの先ほどのお話の中では、若干せかしているんじゃないかとか、私がせかしている、要するに生駒さんがせかしているんじゃないかとかというようなふうにお考えになったようでごさいます。ごり押ししているんじゃないかというようなことも言っておみえでございましてけれども、決してそんなふうには私どもは感じたわけではございせん。

〔「議事録に残っておるよ、議事録に書いてある、そうやって。答弁訂正される」と呼ぶ者あり〕

○委員長 お静かにお願いします。

○教育長 心外だということも言ってみえますけれども、私としてはあくまでもそういうふうには早期の確認を取るためには、議会に上程することが必要だというふうには判断してまいりました。その辺のことは、おわびする部分がきっとあると思いますけれども、御理解もいただきたいと思っております。以上です。

○委員長 以上でよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長 暫時休憩します。

午前11時59分 休 憩

午前11時59分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○宮田委員 先ほどの生駒さんのお話の中から、請求書の取下げの意向もあるというように私お聞きさせていただいたんですけれども、例えば請求書を取下げになった場合というのは、どういうふうな形になっていくんでしょう

かね。

いわゆる請求書があつて初めて予算執行の進みが進むわけなんですけど、請求書を生駒さんが取り下げた場合、今回の言葉は悪いですけど、ゆがんだ行政手続に対する生駒さんの不信感から、一度仕切り直しとして請求書を一旦取り下げるといふような話が、今もう視野に入れているといふように私は聞き取りましたんで、請求書が取り下げられた場合といふのはどうなっていくんでしょうか。

○委員長 暫時休憩します。

午後 0 時 00 分 休 憩

午後 0 時 06 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、ちょっと時間が12時を回りましたので、暫時休憩いたします。

再開を1時10分からという形でよろしくお願いします。

午後 0 時 06 分 休 憩

午後 2 時 47 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

前回の会議の途中でございまして、宮田委員からの、生駒参考人がこの請求書を取り下げるといふ、そういう案をお話しされました。それに対して、取り下げた場合、どういう流れなのかといふ質問が宮田委員からございました。それに対して私も当局のほうに確認をさせていただきましたら、今から言いますね。生駒さんが請求書を取り下げた場合、当局がその事実を真摯に受け止め、この議案をどのように取り扱うか御検討するといふ流れになります。ですから、当局のほうで、この議案に関して取扱い方を検討していくといふ形になります。という流れでございまして。

これに対して、生駒参考人のほうから一言ございますか。

○参考人 今、休憩時間の間に改めていろいろと考えて、ちょっと振り返りをしていました。その辺り、少し述べたいと思います。

まず、今回、私は12日に市長のほうからお電話を頂戴して、中断を決定するといふ運びになったと認識しております。その部分においては、ここの場所に市長がおられないといふことは、いろんなことが一つは明らかにならな

いんじゃないかなという危惧を持っております。御多忙だと思いますので、御無理なら御無理ということで結構だとは思いますが、せっかくの機会ですので、いろんな意見交換なり、話のそごなり、こういったことを確認できたらなという思いはございました。それが1点ですね。

今回の取下げについて、どうしたものがいかなと考えたんですが、1つはこういったこと、こういった決め方というんですか、決めて支出するというやり方が過去に例がないということをお聞きしました。加えて、これは私と江南市のほうになりますけれども、打合せの内容をほご——約束を破られるですね——にされたり、あるいは私が言ってもいけないこと、これを私が言ったということで話が進んでおるところがあるというふうに聞き及んでおりますし、私も書面等、メール等でそういったものは確認してございます。

私としては、久昌寺を450年ぶりに廃寺にすると、450年の歴史に終止符を打つということ、重い決断をしております。その中には、朽ち果てるですとか、皆様に御迷惑をかけた状態でやむなく終えるということではなくて、自分で終えられるときに、きれいに終えたいという思いが強くあって、この時期に廃寺ということを選択いたしました。そういった部分では、最後まで、久昌寺の解散まできれいな形で終わりたいという思いが強くございます。

現状、今御議論されておる手続、これが正式な手続の手順ではないということを感じておりますし、あとは先ほど申し上げた合意のそご、こういった内容がある中で、皆さんが納得いかない部分もある状況で、久昌寺に対してお金を支出いただくということは、私は久昌寺のきれいな終わり方に通じるとは思いませんので、今回の請求については一旦控えさせていただきたいと思っております。

そういったことが、当然私だけではなく、久昌寺の檀家及び末寺、あるいは全国の久昌寺を愛していただける、好んでいただける方のためになると思いますし、一方、こういった正しい決定のなされ方が江南市及び江南市民の方のためになると私は強く確信しておりますので、もう一度仕切り直しという意味を込めて、請求を取り下げたいと思っております。よろしく願います。

○宮地委員　　今、生駒さんのほうから一旦取り下げるといふ話が出ましたけ

れども、これに対して私としては、今の取下げに対しての不承認の動議を出させてもらいます。

○参考人　これは、ごめんなさい、私に請求を取り下げさせないという意味でしょうか。

○委員長　暫時休憩します。

午後 2 時54分　休　憩

午後 3 時01分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

○宮地委員　私の大変な勘違い……。

〔「勘違いじゃないだろう、何が勘違いだ」と呼ぶ者あり〕

○宮地委員　進行の仕方の勘違いです、私の。

〔「さっき進行と言わなかったよ、ちゃんとそれを撤回するとはっきり言ったよ」と呼ぶ者あり〕

○宮地委員　今、生駒さんが言われた取り下げるという言葉に対して不承認の動議を出させていただいたことに対して、それに対して私は今のことを撤回させていただきます。非常に申し訳ありませんでした。

○委員長　会議に戻ります。

この際、参考人、生駒さんに対して、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日お忙しい中を本委員会のために御出席していただきまして、しかも会社があるというにもかかわらずお休みまで取っていただきまして、貴重な御意見を述べていただき、心から感謝いたします。

本委員会としては、述べられました御意見を委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○委員長　暫時休憩します。

午後 3 時03分　休　憩

午後 4 時51分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第49号　令和4年度江南市一般会計補正予算（第5号）を撤回したいとの申出が市長からあったとの連絡を議長よりいただきました。

この件について教育長から何かあれば、お願いします。

- 教育長　先ほど所有者のほうから、今回の中断に関わる請求が取り下げられたということでございます。市長とも協議をさせていただき、今回委員会に付託させていただいております議案第49号でございますけれども、撤回をさせていただきたいと思っております。

この後は、所有者のほうから新たに請求があると思っておりますけれども、その場合については正規の手続を取って進め、所有者の御迷惑にならないような形で進めさせていただきたいと思っております。

議員の皆様には、本議案に対しまして長時間にわたり御審議をいただきましたが、大変申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

- 委員長　教育長から説明のあったとおりですが、何か御質問はございますか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　質疑もないようでありますので、当局におかれましては今回の件を重く受け止め、様々な事務手続の不備が指摘されておりますので、しっかりと見直していただき、生駒さんに対し真摯に対応していただきますようお願い申し上げます。

それでは、この議案第49号につきましては、撤回の申出があったことから審査する必要性がなくなりましたので、これにて審査を終了いたします。

なお、本会議最終日に行います委員長報告につきましては、会議規則第39条第1項の規定において、委員会が審査または調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告しとありますことから、議案第49号の結果は出ておりませんので、委員長報告には含めないことを御承知おきください。

なお、その他の議案の委員長報告につきましては、正・副委員長に御一任いただきますようお願い申し上げます。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

続きまして、年度調査事項等を協議していただきますが、その間、テープ等の録音の調整がございますので……、よろしいですか。そのままいきます。

時間が必要ないということですので、そのまま続けます。

---

## 年度調査事項等について

○委員長　　続きますして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度、当委員会の調査事項及び行政視察について決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの厚生文教委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてタブレット端末に配信してありますので、参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題とします。

皆さん、タブレット端末のほうは大丈夫ですか。

このとおり令和3年度、去年が令和元年度から二項目増えております。図書館行政についてと少子化対策についてが増えております。令和元年度から、令和元年度、令和2年度、令和3年度と全く一緒に8項目になっておりますけれども、令和4年度に関して御意見はありませんか。

○掛布委員　　令和3年度同様で結構だと思います。

○委員長　　令和3年度と同様という御意見がありましたけれども、その件に関してどうですか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　　ということで、令和4年度の年度調査事項に関しましては、令和3年度と全く同じ項目にさせていただきます。

よろしいですね。

[挙手する者なし]

○委員長　　今年度の当委員会の調査事項は、1. 子育て支援について、2. 介護保険、高齢者福祉について、3. 障害者福祉について、4. 健康・医療行政について、5. 教育行政について、6. 図書館行政について、7. 少子化対策について、8. その他当委員会の所管する事項と、この8項目に決定いたしました。

ただいま決定いたしました事項については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思っております。

---

## 行政視察調査日程について

○委員長　　続きますして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局　　案といたしましては、10月3日月曜日から10月7日金曜日までと、10月31日月曜日から11月1日水曜日までの2案となっております。この中から何泊何日で実施されるのかをお決めいただきたいと思えます。

失礼いたしました。11月2日水曜日ですね、失礼しました。11月2日水曜日までの2案となっております。この中から何泊何日で実施されるのかをお決めいただきたいと思えます。以上です。

○委員長　　この日程につきまして、事前に皆様に日程の予定を確認してございます。

まず、日程のほうですけれども、10月4日から7日の金曜日までのこの4日間は皆さん全てオーケーです。11月に関しては1、2日、この2日間だけがオーケーです。ですから、2泊か、1泊か、それが分からないという状況なので、委員長案ですけど、4日火曜日から7日金曜日まで、この4日間のうちの長くて3日間で予定を組んでいきたいなと思うんですけれども、この4日間を今から空けていただくのはちょっと大変なのかなというイメージがあります。ですから、案としては4、5、6日か5、6、7日。今決めるなら決めてもいいし、決められなかったら後日でも結構ですけれども、案はありますか、ちなみに。大丈夫ですか。

〔発言する者あり〕

○委員長　　4日間空けておけばいいです。よろしいですか。

3日間にしておけば、1日どちらか空くのかなと思って、ちょっと気を遣って言ったんですけど、いいですか。

10月です。10月4日の火曜日から7日の金曜日まで、この4日間を空けておいてください。早急にこちらのほうで、委員長、副委員長のほうで決めていくんですけれども、決まり次第、また御連絡をします。

その前に行政視察の行き先の希望がもしあれば、この場で御意見をいただ

きたいなと思います。

誰か希望のある方、見えますか。

○宮田委員　新しい子供の子育て、少子化対策の省庁ができるというのをちょっと聞いている。正式名称は、ちょっとごめんなさい、覚えていないんですけど。立ち上がった経緯だとか、その省庁が何をやるか、また今後の少子化対策についてどのようなことをうたっていくのかということが大変興味がございますので、視察先に選んでいただければなあという希望を言わせていただきます。

○委員長　厚生労働省、東京のほうという形でよろしいですか。

○宮田委員　東京になるんですかね。新しい省庁、どこに設置されるか、僕は分かんないです。

○委員長　東京だと今、私の中では思っているだけで、正確には分かりません。

〔「こども家庭庁」と呼ぶ者あり〕

○委員長　こども家庭庁の案ですね。

もう一つ、じゃあ掛布委員どうぞ。

○掛布委員　2か所考えていて、1つは、今本当に生活困窮者の方が増えていて、私たちも日々その相談に追われています。複雑ないろんな状況を抱えておられる方で、ちょっとやさそとでは解決しない複雑なケースもあります。そういったところを全庁的にチームを組んでバックアップしている滋賀県の野洲市というとても有名なところがあります。その野洲市をぜひ視察させていただきたいなというのが1点と、あと一つは子育て支援ではあまりにも有名で、もう皆さん、とっくの昔に行っているよという方もいらっしゃるかもしれないんですけど、明石市を一度見ておきたいなと。同じ方向なので、そのように考えました。

○委員長　なるほど、分かりました。

先ほど宮田委員から出た、こども家庭庁のほうの意見と、それから先ほど滋賀県の野洲市、それから明石市という御意見が出ましたので、これに関しまして、これから正・副委員長のほうに一任していただきまして、こちらのほうで決めさせていただくという形でもよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 分かりました。皆様からの意見と、あと日程は先ほどの10月4日火曜日から7日の金曜日まで、この4日間で必ず予定を組ませていただきますので、決まりましたらまた御連絡を差し上げるという形にさせていただきます。
- 先ほど言ったみたいに正・副委員長で協議し、決めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

---

### 今年度の当委員会の研修会について

- 委員長 続きます、今年度当委員会の研修会を議題といたします。
- 研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。
- 日程に関しましては、議会や会議、あと視察がないという日程になるかと思ひます。また、講師の都合もあるので、本日はまず研修のテーマについて、何か適切なテーマや講師を御存じでございましたら御発言いただきたいと思ひますが、意見はありますでしょうか。
- 宮田委員 講師は分かんないんですけど、テーマとして、今、私の提案した視察先も、掛布委員の視察先も、子育て、少子化対策の方向に向いているので、そちらのほうでテーマを決めていただけたらどうかなと思ひます。
- 委員長 あとほかに御意見はありますか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長 という形で、今、宮田委員のほうから、子育て、少子化対策ということのテーマで考えてみたいという御意見がありましたので、それも踏まえまして、次回、9月の委員会の折に皆様の御意見、提案などを踏まえて改めてまた御相談しますけれども、また正・副委員長のほうでも考えていきたいと思ひております。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

今回の委員会は2日間という形で、私も初めて厚生文教委員会の委員長にならせていただいて、私の段取りの悪さもあるかもしれないですけども、これだけ長期間にわたったということをおわびいたしたいと思ひます。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

午後 5 時 06 分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 片山裕之